平成２４年（フ）第１８６号
釧路市若草町15番４号
破産者　栗山　篤
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１８８号
釧路市中島町１番244号　ロジェ中島２号405号室
破産者　西　俊夫
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１４０５号
横浜市鶴見区東寺尾中台17番11号
破産者　石田　幹雄
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１７号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目97番地
破産者　竹内　功久
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６２号
愛知県豊川市金屋町58番地　金屋ハイツ
破産者　金光　妙子
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第５０２号
京都市西京区嵐山谷ケ辻子町15番地の１
破産者　瀧口電気工業こと　瀧口秀一郎
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５７６号
京都市西京区御陵大枝山町６丁目26番地１
破産者　田村公史郎
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
広島県竹原市塩町１丁目６番16号
破産者　須賀　益夫
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第５９号
広島県竹原市下野町4239番地、開始決定時の住所広島県呉市神山３丁目19番22号
破産者　下瀬　隆文
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４３９号
奈良県香芝市鎌田419番地の24、前本店所在地奈良県大和高田市大中18番４号
破産者　有限会社中和都市開発
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０７５号
札幌市西区西野１条９丁目15番７号　ハウス109－１階
破産者　有限会社建築プロジェクト
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０７６号
札幌市西区宮の沢３条３丁目17番11号、開始決定時の住所北海道小樽市祝津３丁目94番地
破産者　三浦　知弘
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４８３号
最後の住所千葉県船橋市習志野台３丁目12番12棟303号
破産者　亡吉田耕陽相続財産
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４号
千葉県浦安市富岡２丁目２番15―106号
破産者　坪内　和美
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２４７号
大阪府貝塚市畠中495番地１エクセルシティ貝塚203号、開始決定時の住所大阪府貝塚市水間282番地14
破産者　泉川　裕章
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１４１号
広島市佐伯区五日市町下河内60番地の１
破産者　株式会社匠自動車工業
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５９号
東京都福生市武蔵野台１丁目28番地１
破産者　有限会社たまお運送
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５６０号
東京都福生市武蔵野台１丁目28番地１ハイホーム福生211号室
破産者　廣瀬　信二
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１７０号
東京都西東京市住吉町５丁目５番１号
破産者　株式会社ボナパルト
1　決定年月日　平成24年10月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部